

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：袖ヶ浦市

令和8年8月28日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.0%
全職員	73.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.6%
本庁課長相当職	96.9%
本庁課長補佐相当職	96.2%
本庁係長相当職	95.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.0%
31～35年	88.5%
26～30年	91.4%
21～25年	89.1%
16～20年	91.4%
11～15年	91.7%
6～10年	93.3%
1～5年	86.0%

【説明欄】

- ・短時間勤務職員等については、常勤職員の所定労働時間を基に人数を換算しています。

例：1日7.75時間、週3日勤務の場合

$$(7.75 \text{ 時間} \times 3 \text{ 日/週}) \div (7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日/週}) = 0.6 \text{ 人}$$

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち9割を占める会計年度任用職員について、女性が約8割強と割合が高い一方、相対的に給与水準の高い任期の定めのない常勤職員のうち、男性の割合が約7割と高くなっており、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっています。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	17.8%

【説明欄】

・ 令和7年4月1日時点

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	3.8%
本庁課長相当職	13.2%
本庁課長補佐相当職	26.1%
本庁係長相当職	27.1%

【説明欄】

・ 令和7年4月1日時点

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	52.6%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	0%
1週間以上2週間未満	10.0%	0%	—	0%
2週間以上1月以下	10.0%	0%	—	0%
1月超3月以下	50.0%	0%	—	25.0%
3月超6月以下	20.0%	0%	—	0%
6月超9月以下	0%	0%	—	25.0%
9月超12月以下	0%	26.7%	—	50.0%
12月超24月以下	10.0%	60.0%	—	0%
24月超	0%	13.3%	—	—

【説明欄】

- ・男性の会計年度任用職員は取得対象者なし

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	10.74 時間／月
内部部局等以外	5.32 時間／月

【説明欄】